

## 第508回宮城海区漁業調整委員会議事録

### 委員会の招集

- (1) 招集者 会長 關 哲 夫
- (2) 発送年月日 令和6年11月12日(火曜日)

### 委員会の開催

- (1) 日時: 令和6年11月19日(火曜日)  
午後1時
- (2) 場所: 県行政庁舎9階 第一会議室

### 議題

#### 審議事項

- (1) 知事許可漁業の制限措置(案)等について(固定式刺し網漁業、すくい網漁業、かじき等流し網漁業)
- (2) 仙台湾流し網漁業等の制限に関する委員会指示(案)について
- (3) かご漁業の制限に関する委員会指示(案)について
- (4) 仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する委員会指示(案)について

#### 協議事項

宮城・福島両県海区漁業調整委員交流会について

#### その他

### 出席委員

会 長	關 哲 夫	委 員	大 江 清 明
会長代理	岩 沼 徳 衛	”	伊 藤 新 造
会長代理	鈴木 政 志	”	千 葉 富 夫
委 員	高 橋 平 勝	”	平 井 光 行
”	菊 田 守	”	館 田 あゆみ
”	高 橋 一 郎	”	尾 定 誠

## 欠席委員

委員 石森裕治

委員 鈴木章登

〃 木村千之

執行部（事務局）出席者

別紙のとおり

○事務局 武山総括次長

定刻となりましたので、ただいまから、第508回宮城海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の委員の出席状況は、12名の方が御出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会の挨拶を關会長にお願いいたします。

○關会長

（挨拶）

○事務局 武山総括次長

ありがとうございました。

続きまして、宮城県水産林政部 長谷川副部長に御挨拶をお願いいたします。

○水産林政部 長谷川副部長

（挨拶）

○事務局 武山総括次長

ありがとうございました。それでは議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。配布資料の右上に番号を振っております。資料1といたしまして、審議事項（1）

「知事許可漁業の制限措置（案）等について（固定式刺し網漁業、すくい網漁業、かじき等流し網漁業）」、資料2といたしまして、審議事項（2）「仙台湾流し網漁業等の制限に関する委員会指示（案）について」、資料3といたしまして、審議事項（3）「かご漁業の制限に関する委員会指示（案）について」、資料4といたしまして、審議事項（4）

「仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する委員会指示（案）について」、資料5といたしまして、協議事項「宮城・岩手両県海区漁業調整委員交流会について」、以上5種類の資料となっております。御確認いただき、不足等がありましたら事務局にお声がけください。よろしいでしょうか。それでは、議事に入らせていただきます。關会長、議事進行をよろしくお願い致します。

○關会長

それでは議事に入りますが、その前に議事録署名委員の指名を行いたいと思います。

6番の高橋一郎委員、12番の館田委員を本日の議事録署名委員に御指名いたします。よろしく申し上げます。

それでは、お手元の会議次第により議事を進めて参りますので、よろしく申し上げます。

【審議事項】

○關会長

審議事項(1)「知事許可漁業の制限措置(案)等について(固定式刺し網漁業、すくい網漁業、かじき等流し網漁業)」を上程いたします。県から説明願います。

○水産業振興課 阿部課長

審議事項「固定式刺し網漁業、すくい網漁業及びかじき等流し網漁業の制限措置(案)等について」説明させていただきます。漁業法の規定により、知事許可漁業の手続きについては、許可の内容として「制限措置」を定め、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で公示を行うものとなっております。本日は、漁業法第58条において準用する同法第42条第3項の規定に基づき、来年1月から漁期を迎える「固定式刺し網漁業」、「すくい網漁業」及び「かじき等流し網漁業」の許可に係る制限措置の内容等について御審議いただきたいと考えております。詳細につきましては、担当から説明させていただきます。

○關会長

それでは本田さん申し上げます。

○水産業振興課 本田技師

資料1につきまして、私の方から説明させていただきます。

資料1を1枚おめくりいただきまして、1枚目を御覧ください。こちらが海区漁業調整委員会への諮問文書の写しとなっております。

続きまして2ページ目を御覧ください。こちらが今回諮問する内容となっております。こちらにつきましては、後ほど戻って御説明させていただきます。

続きまして、4ページ目を御覧ください。4ページ目以降が各漁業の概要の資料となっております。まず、1の固定式刺し網漁の概要でございますけれども、こちらは仙台湾において固定式刺し網により行う漁業でございます。2の許可制に係る主な経緯について、昭和54年に宮城海区漁業調整委員会の承認漁業となりまして、その後は下に記載されているとおりの経緯がございまして、平成11年に知事許可漁業に移行しております。3の水揚げ状況ということで、下にグラフを載せております。棒グラフが漁獲量、折れ線グラフが水揚げ金額を示しております。直近の令和5年の漁獲量は995トン、金額は10億3,000万円となっております。その下に移りまして、4の資源の状況についてですが、刺し網漁業で漁獲される主要魚種の資源動向についてまとめております。国の資源評価ではひらめ太平洋北部系群の資源量は震災以降に急増しましたが、その後減少に転じている状況でございます。宮城県の資源評価では、宮城県海域のひらめの資源水準は中位、

資源動向は横ばい、まこがれい及びまがれいの資源水準は低位、資源動向は減少傾向となっております。それから、がざみの水揚げ量につきましては、2019年以降は300トン前後の中位水準で推移してございます。次の5ページ目にひらめ、まこがれい、まがれい、がざみの漁業種別の水揚げ量を載せております。次に(2)漁業者による自主管理というところで、刺し網漁業につきましては、仙台湾小型漁船漁業部会において自主調整方針を策定しております、漁場の使い分けのルールをはじめとした、きめ細やかなルールを定めて操業しているところでございます。5の許可の概要、(1)制限措置の規定でございます。漁業の時期については1月から12月末まで、推進機関の馬力数は定めなし、船舶の総トン数は20トン未満、許可等をすべき船舶等の数として今回の公示で366隻ということで考えております。こちらは、次のページで説明させていただきます。漁業を営む者の資格としては、県内に住所を有するものとなっております。続きまして6ページを御覧ください。(2)許可の条件につきましては、下の①から④のとおり、漁具の長さですとか、網目の大きさなどに条件を設けてございます。(3)協調操業についてですけれども、操業される方は仙台湾小型漁船漁業部会による操業に関する合意事項の遵守をお願いしています。6の許可の対象ということで、許可隻数の推移を下のグラフに示しており、現在の許可隻数は367隻となっております。また、グラフの下に参考として着業隻数と着業率を記載しております。最後に許可等すべき船舶等の数、公示枠ですが、現在許可を有している隻数を基本とし、現許可受有隻数から1隻減の366隻と考えております。

次に7ページを御覧ください。すくい網漁業の概要についてです。こちらは、本県沿岸域において、すくい網によりいかなご、おきあみを獲ることを目的とする漁業です。2の許可制にかかる主な経緯についてですが、平成元年に知事許可漁業に移行しております。3の水揚げ状況について、ここ数年、漁場が形成されないため、厳しい状況となっております。8ページ目を御覧ください。4の資源の状況ですが、(1)いかなごにつきましては、水温が15度以上になる7月から10月は、砂に潜って夏眠しており、11月、12月になると成熟、産卵するという生態でございます。近年、いかなごの資源状況は全国的に減少しております、本県でも資源状況の悪化が顕著となっております。(2)のツノナシオキアミの漁獲量は、親潮系冷水の南下の強弱に強く影響を受けており、本県沖合で適した漁場形成がされず、不漁が続いているという状況です。(3)漁業者による自主管理ですが、県小型漁船漁業部会すくい網漁業委員会で自主調整方針が作成されており、ルールを定めて操業されております。5の許可の概要、(1)制限措置の規定です。漁業時期は1月から7月末まで、推進機関の馬力数は定めなし、船舶の総トン数は20トン未満、許可等すべき船舶等の数は公示の際に別途定めるということで、次のページで御説明させていただきます。漁業を営む者の資格としては、県内に住所を有するものとなっております。許可の有効期間は3年となっております、許可の条件としては、下に記載のとおり①から④となっております。9ページ目を御覧ください。6の許可の対象ということで、(1)許可枠の設定ですが、平成29年漁期より、震災前の許可数を許可枠の上限としまして、その許可枠上限の8割で運用されております。取扱要領により、宮城県小型漁船漁業部会が許可希望隻数を取りまとめて、県に提出しまして、県では提出された許可希望隻数を踏まえ、公示枠案を設定してございます。参考に、許可隻数の推移を下のとグラフに示しております、直近の令和5年の許可隻数は38隻となっております。最後に、許可等を

すべき船舶等の数、公示枠につきましては、県小型漁船漁業部会の意見を聞いた上で、運用枠の範囲内ということで、29隻としたいと考えてございます。

続きまして10ページ目を御覧ください。10ページ目以降がかじき等流し網漁業の概要についての資料でございます。こちらは、総トン数5トン以上の動力漁船を使用して流し網により、かじき、かつお、まぐろ又はさめを獲ることを目的とする漁業です。総トン数10トン以上で、東経141度59分から142度59分より東で操業する場合、右の図で言うと、網目がかかっている部分は大臣許可が必要となっております。知事許可漁業の操業区域は、右の図で言いますと、グレーの黒くなっている部分でして、こちらのうちの宮城県沖合海面となっております。2の許可制にかかる主な経緯ですが、平成元年に海区漁業調整委員会指示に基づく承認制により管理されておりましたが、その後、国際的に資源管理が強化される流れとなりまして、平成30年4月から知事許可制へ移行しております。3の水揚げ状況について、棒グラフが水揚げ量、折れ線グラフが水揚げ金額を示しております。直近の令和5年の水揚げ量は3,585トン、金額は13億500万円となっております。4のかじき等の資源について、国際漁業資源としてWCPFC等の国際機関で資源評価や管理が行われております。11ページ目を御覧ください。こちらの表が、さめ類、かじき類の資源の状態として、ネズミザメのみが現在調査中となっております。それから、(2)漁業者による自主管理ということで、大目流し網漁委員会の方で操業のルール協議ですとか、県内外関係者と国や県との調整を行ってございます。5の許可の概要でございます。(1)制限措置としまして、漁業時期は1月から12月末まで、推進機関の馬力数は定めなし、船舶の総トン数は5トン以上、許可等すべき船舶等の数と営む者の資格につきましては、宮城県に住所を有するものが17隻、北海道に住所を有するものが8隻、千葉県1隻、長崎県1隻として考えてございます。こちらにつきましても、次のページで説明させていただきます。許可の有効期間につきましては、県内船が3年、県外船が1年となっております。許可の条件として下の①、②の通り漁具について条件が設定されてございます。その他、漁業調整規則に基づく規定として①から⑤まででございます。12ページを御覧ください。先ほどの公示枠の設定に関するところですが、許可隻数の推移として下にグラフを載せてございます。こちらは県内船の隻数ですけれども、ここ数年は17隻ということで推移しております。県外船につきましては、グラフの下の表で示しております。平成30年以降は北海道8隻、千葉県1隻、長崎県1隻の合計10隻で推移してございます。最後に、許可等をすべき船舶等の数、公示枠ですけれども、かじき等流し網漁業につきましては、国際的に規制が厳しいということで、これまでの水産庁からの通達に基づきまして、許可隻数を増やさない、あるいは新規着業を認めない、正当な理由がない限り前年実績者に限る、代船については大型化しないよう厳しい運用が図られてきたところでございます。漁業法の改正により、こちらの通達は廃止されてございますが、引き続き同様の考え方に基づきまして、現在許可を有する隻数を公示枠の基本として考えてございます。

資料前の方に戻りまして、2ページ目を御覧ください。2ページ目、3ページ目が制限措置の内容でございます。(1)固定式刺し網漁につきましては、先ほど御説明したとおり、許可等すべき船舶等の数は366隻、(2)すくい網漁業につきましては、許可等すべき船舶等の数を29隻、それから3ページ目の(3)かじき等流し網漁業につきましては、

現在の許可隻数と同数ということで公示を考えてございます。2の許可または起業の認可を申請すべき期間ですけれども、令和6年11月20日から令和6年12月16日までということで公示をしたいと考えてございます。説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○關会長

県からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。御質問等ございましたら発言願います。発言に際しましては、いつものとおり議長の指名、番号及び氏名を述べてから発言願います。

なければ、知事許可漁業の制限措置（案）等について（固定式刺し網漁業、すくい網漁業、かじき等流し網漁業）は、県から諮問のあったとおり、原案どおりで差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。よって異議なしと認め、令和6年11月8日付水振第645号により諮問のあったこのことについては、原案どおりで差し支えない旨答申することとします。

○關会長

審議事項（2）「仙台湾流し網漁業等の制限に関する委員会指示（案）について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。阿部事務局長をお願いします。

○水産業振興課 阿部事務局長

資料2 仙台湾流し網漁業等の制限に関する委員会指示（案）でございます。流し網漁業等の制限に関する委員会指示につきましては、昭和50年代まで遡りますが、仙台湾における流し網漁業、はえ縄漁業、はもどう漁業の秩序ある操業体制を維持する必要があるということから、この3つの漁業の操業にかかる制限として、海区漁業調整委員会の指示漁業として現在に至っております。本日は、これら3つの漁業につきまして、同様に委員会指示を発動すべく、御審議をいただくものでございます。詳細は担当から御説明申し上げます。

○關会長

事務局の阿部さんをお願いします。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

海区事務局の阿部です。審議事項（2）「仙台湾流し網漁業等の制限に関する委員会指示（案）について」、資料2を用いて説明させていただきます。

1 ページ目でございますが、仙台湾における流し網漁業等の制限に関する委員会指示ということで、概要をまとめております。まず経緯でございますが、仙台湾における流し網漁業、はえなわ漁業、はもどう漁業につきましては、昭和54年から海区漁業調整委員会への届出制となっております。また、固定式刺し網漁業につきましては、船外機船は届出制、それ以外は承認制というような形で、制度化が図られてございます。固定式刺し網漁業につきましては、平成11年から知事許可制に移行しております。流し網漁業、はえなわ漁業、はもどう漁業につきましては、引き続き届出制となっております。本日こちらの委員会指示の内容を御審議いただくものとなっております。

2 の届出状況及び操業実績でございますが、現在、届出の状況としまして、流し網漁業は53隻、はえなわ漁業は99隻、はもどう漁業が92隻となっております。操業実績につきましては、後ほど御説明させていただきます。

3 の委員会指示の内容ですが、こちらは現在発動中の指示というところで、制限期間と漁業時期が1月1日から同年12月31日までとなっております。操業区域について、金華山山頂真南の線以西の仙台湾となっております。(4) 制限内容ですが、流し網漁業、はえなわ漁業、はもどう漁業を操業しようとするものは、使用漁船ごとに宮城海区漁業調整委員会に届出をしなければならないとなっております。(5) 条件ですが、漁具の敷設時間は、原則として日没から日の出までとしなければならないとなっております。その他にも、流し網漁業及びはえなわ漁業の漁具の敷設深度は、航行船の安全が十分に確保できるものでなければなりません。また、漁業調整規則第60条の規定を順守しなければならない、さらに、漁業時期終了後、速やかに着業状況報告書を提出しなければならないといったような条件がございます。

4 の委員会指示の変更点といたしまして、現在の海区漁業調整委員会の指示内容から若干変更を予定しております。変更の背景といたしまして、海洋環境の変化によって仙台湾で漁獲される魚種が変化していることに伴いまして、操業する漁業の状況も変化していることから、漁業調整上の課題が発生、または発生する懸念があるということで、操業区域、隻数条件など仙台湾の漁業の制度、ルールの整理が必要であるというふうに考えておりまして、そのための基礎資料を整理していく必要があるということで、変更を予定しているものでございます。2 ページを御覧ください。(2) 変更点案で大きく2つございます。まず1つ目ですが、①といたしまして操業区域番号というものを、漁獲成績報告書に記載いただくということを予定しております。こちらですが、新たに宮城県の地先海面における操業区域番号図というものを作成いたしまして、こちらはかご漁業で操業区域の図面というものを付けておりまして、それを改変するような形で漁場の区域番号図というものを新たに作成したものでございます。漁獲成績報告書の方に、上記の操業区域番号につきまして、記載する操業区域欄というものを設けまして、どこの海域で操業したかというものを記載いただくということを予定しております。また、②といたしまして、届出漁業の条件の見直しというところで、こちらは原則日没から日の出までと定められている漁具の敷設時間ですけれども、こちらがスズキを対象とした漁業を前提としているというところで、この時間の条件が付されているものですが、漁業者間の操業ルールを定めて、日中操業を行っているトラフグはえなわ漁業などの実情を鑑みまして、例外となる

場合というものを、文章で明確に記載したいと考えてございます。また、漁獲成績報告書の提出時期ですけれども、こちらは漁業時期終了後、1か月以内というような形で明記したいと考えてございます。5の県公報への掲載でございますが、本日原案のとおり決定いただきましたら令和6年11月26日発行の県公報に登載いたしまして、同日付で委員会指示を発動する予定で考えてございます。続きまして3ページを御覧ください。こちらが、委員会指示に基づく現在の届出状況を、上段が流し網漁業、中段がはえなわ漁業、一番下がはもどう漁業ということで、平成11年から令和6年までグラフと表にまとめたものとなっております。真ん中にあります、はえなわ漁業につきましては、令和4年から、届出隻数が増えてございますが、こちらはトラフグはえなわを行うために隻数が増加しているものとなっております。

4ページが流し網漁業の着業、漁獲状況で、一番上にあるグラフが流し網漁業の届出着業状況、右側のグラフが階層別の着業隻数となっております。また、真ん中の表の部分ですけれども、届出・漁獲状況というところで、一番右側が令和5年となっておりますが、届出の隻数は53隻ありますけれども、着業しているのはここ近年0隻ですけれども、令和5年も0隻となっております。ただ平成20年、21年、22年を御覧いただければと思うのですけれども、こちらのサワラが獲れた時期は、ある程度着業があったというところで、実際、現在着業隻数は0ですけれども、こちらの漁業を自由漁業としてしまうと、現場が混乱してしまう恐れがあるため、引き続き届出漁業として委員会指示を発動する必要があると考えてございます。

続きまして5ページを御覧ください。はえなわ漁業の着業・漁獲状況となっております。こちら真ん中の表の方を御覧いただければと思うのですけれども、届出隻数がここ数年で増えておりまして、こちらがトラフグの操業のために増えています。着業率は32%となっております。また、漁獲量7,879トン、金額として2,100万円となっております。昨年に比べまして、こちら漁獲量、漁獲金額が減少しておりますが、こちらトラフグの漁獲量が令和4年に非常に好調だったのですけれども、令和5年はやや落ち着いております。量、金額ともに減少しています。

6ページを御覧ください。最後にはもどう漁業の着業・漁獲状況となっております。こちら真ん中の表を御覧頂ければと思うのですけれども、届出隻数は例年90隻程度あるのですけれども、着業隻数といたしましては33隻ということで、着業率は37%となっております。漁獲量につきましては、73トンということで、基本的に漁獲量は例年並みというような形になってございます。漁獲金額も1億1,600万というところで、こちら昨年と同様の金額となっております。

以上、3漁業の着業・漁獲状況でございます。

続きまして7ページを御覧ください。7ページ以降が委員会指示を発動する際の文章で、新旧対照表としてまとめてございます。7ページの方、変更があるのは年度の更新ですけれども、8ページを御覧ください。8ページの五、操業条件の1の(1)の部分ですけれども、先ほど変更がありますということで、操業時間の御説明をさせていただきましたが、原則的に今まで日没から日の出までという形になっていたのですけれども、ただしというところからですが、操業する海域において、漁業者間で定める操業ルールに従って操業する場合は、この限りではないというような形で、現在、とらふぐ漁業は日中に行わ

れておりますが、仙台湾小型漁船漁業部会で、自主調整方針を定め、ルールに従って操業いただいておりますので、この場合は、操業いただいておりますというように整理しているような形になります。また、2番目ですけれども、漁獲成績報告書の提出を、漁業時期終了1か月以内に提出していただきたいという形になってございます。

続きまして、ページが飛びますが、11ページを御覧ください。こちらの漁獲成績報告書の中に、操業状況という項目がございます。月ごとの操業日数や漁獲量をまとめた項目があるんですけれども、こちらに下線が引いてあるんですが新たに漁場番号の項目を作りまして、操業された海域をこちらに記入いただくような形を想定してございます。3漁業同じような形で、このような改正を予定してございます。

続きまして16ページを御覧ください。

16ページから17ページが委員会指示の内容を縦書きにしたものになってございます。

18ページ以降は申請に関する届出の様式ですとか漁獲成績報告書の様式を参考まで添付してございます。

最後に23ページを御覧ください。宮城県の図面が記載されているかと思うんですけれども、先ほどの漁獲成績報告書に記載いただく、操業された場所の海域のナンバーというものが記入されてございます。こちらはかご漁業ですで使用されている図面を活用したものとなっておりますが、若干修正がございます。仙台湾の沖側にあります12番、13番、16番、17番につきましては、これは12番と13番、16番と17番がそれぞれ1つの海域になっていたんですけれども、仙台湾の使い分け漁場というものが基本的には水深55メートルの線の岸側で行われているというところもありまして、12と13を分けたり、あとは16と17を分けるような形で区域分けをしております。こちらを報告書に報告いただくということを予定してございます。

以上が私の方からの説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○關会長

阿部さんありがとうございました。

事務局から説明終わりましたので質疑に入ります。

御質問等ございましたら発言願います。どなたかいらっしゃいますか。

おられないようですね。

御質問等なければ、(2)「仙台湾流し網漁業等の制限に関する委員会指示(案)について」は審議の結果、原案どおり指示を発動することに御異議ございませんか。

#### ○各委員

異議なし。

#### ○關会長

ありがとうございます。よって異議なしと認め、原案通り委員会指示を発動することに決定いたします。事務局は公報登載手続きをお願いします。

次に審議事項(3)「かご漁業の制限に関する委員会指示(案)について」を上程いた

します。

事務局から説明をお願いします。阿部事務局長をお願いします。

○水産業振興課 阿部事務局長

それでは資料3をお願いいたします。かご漁業の制限に関する委員会指示(案)でございます。このかご漁業につきましては、本県沿岸海域におきましてかご漁業増加したことから、漁業者間での操業トラブルが発生したという経過がございまして一定のルールのもとに、操業してもらう必要がありました。このことから、令和元年に委員会指示を発動し、今日に至ってございます。これまで2月の委員会で御審議いただいておりますが、制限期間を1月1日から12月31日まで、ただいま御説明いたしました流し網、はえ縄、はもどうの制限期間と同様に変更してございます。このことから今回、かご漁業の委員会指示案について御審議をいただくものでございます。詳細は担当から御説明申し上げます。

○關会長

阿部さんをお願いします。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

事務局の阿部でございます。審議事項(3)かご漁業の制限に関する委員会指示(案)について資料3を用いて説明させていただきます。

1枚おめぐりいただきまして、かご漁業の制限に関する委員会指示の概要を説明させていただきます。まず経緯でございますが、先ほど事務局長から説明があったとおり着業者の増加によりまして、操業トラブルが散見されるようになったことから、海区漁業調整委員会の、届出漁業という形で令和元年から制度化されてございます。

また、令和5年から先ほど御審議いただきました仙台湾の流し網、はえ縄、はもどう漁業との一体的な管理を図るために、制限期間及び漁業時期が、流し網と同じ1月から12月となるよう変更が行われてございます。

続きまして、2番の届出状況及び操業実績ですが、現在の届出隻数は617隻ということで、令和5年度から若干増えているような形になります。(2)の操業実績につきましては、後ほど説明させていただきます。3番の委員会指示内容でございますが、(1)(2)の制限期間、漁業時期につきましては1月1日から12月31日までとなっております。

(3)の操業区域ですが、宮城県地先海面なんですけれども、共同漁業権は除かれているというような形になります。(4)制限内容でございますが、1トン以上20トン未満の漁船を使用して、かご漁業を操業しようとするものは使用漁船ごとに届出をしなければならないとしてございます。(5)の条件でございますが、操業する際、委員会が交付する届出を受理したことを証する書面(届出済証)を漁船に備え付けなければならない、また操業期間中、標識を船体に表示すること、さらに漁業調整規則第60条の規定を遵守することといったような条件があります。またワタリガニ(カザミ)の抱卵個体を漁獲した場合は再放流しなければならないといったような条件が付されてございます。また4番なんですけれども、こちらも先ほどと同様なんですけれども、委員会指示内容を一部変更したいと考えてございます。中身は操業区域図の一部改変ということで、先ほど御説明した資料と同じで

すけれども、こちらも仙台湾の漁業の制度、ルールの整理に向けた基礎資料とするため、かご漁業の操業区域図中、仙台湾の区域を細分化するというような形で、新たに図面を修正したいというふうに考えてございます。同様に、漁獲成績報告書の操業区域欄に新たに操業区域番号というものを記載していただくというような変更を予定してございます。5番の県公報への掲載ですが、令和6年11月26日の県公報に掲載いたしまして、同日付で委員会指示を発動したいというふうに考えてございます。

続きまして2ページを御覧ください。かご漁業の操業状況についてということで、令和元年から令和5年までの操業状況の方をまとめてございます。左上の届出・着業状況というところで、白抜きの縦のグラフが届出隻数、黒の縦の棒グラフが着業隻数、折れ線が着業率という形になってございます。令和5年度は587隻の届出がございましたが、着業といたしましては290隻ということで、着業率は49%というような形になってございます。

また、トン数階層別着業状況ですが、基本的には10トン未満の船舶が多いような状況になります。

続きまして、その下の漁獲量、金額の推移ですけれども令和5年の水揚げの数量につきましては825トン、金額といたしまして8億4,800万円程度の水揚げがございまして、令和4年から比較して増加しておりますが、主な要因といたしまして、マダコの水揚げが増えておりまして、こちらが水揚げ量、漁獲量、漁獲金額を押し上げているような形になります。参考まで、下の表の方に令和元年から令和5年までの届出漁獲状況ですとか、さらにその下にトン数別の着業状況というものを記載しておりますので、参考にさせていただければと思います。

続きまして3ページを御覧ください。

上段の棒グラフがトン数階層別の左側が漁獲量、右側が漁獲金額という形になってございます。さらにその下に表の形で、それぞれ令和元年度から令和5年度までの階層別の漁獲実績をまとめてございます。表の方上のトン数階層別漁獲量を御覧いただければと思うんですけれども、一番多いのが3トンから5トン未満クラスの漁船というところで、令和5年度は343トンの水揚げがありまして、その下の表になりますが、金額といたしまして、3億900万円の水揚げがあるというような形になってございます。さらにその下ですが、トン数階層別の1隻当たりの漁獲量や漁獲金額を掲載してございますので、後ほど参考に御覧頂ければと思います。

続きまして4ページを御覧ください。4ページから6ページが委員会指示の内容ですけれども、新旧対照表という形でまとめておりまして、こちらは基本的に年度の更新のみというような形になってございます。

続きまして7ページを御覧ください。7ページから9ページも委員会指示の内容を縦書きにしたものというような形になってございます。また、参考まで10ページ以降に届出証ですとか漁獲成績報告書を記載してございます。

一番最後の14ページですが、漁獲成績報告書に記載いただく漁場の区域の番号になっておりまして、こちらも先ほどと同様、仙台湾沖の漁場12番、13番、16番、17番を細分化するような形で分けておりまして、こちらの内容で報告いただければというふうに考えてございます。私の方から説明は以上となります。

○關会長

阿部さんご苦労様でした。事務局から説明終わりましたので質疑に入ります。御質問等ございましたらお願いします。

鈴木会長代理をお願いします。

○鈴木会長代理

3番鈴木でございます。これ制限期間、委員会指示で1月1日から12月31日までっていうことは1年間ということですよ。その中で、13ページに水揚げ実績表があるんですけどマダコとミスダコ入ってるんですけど、マダコの場合、まだ宮城県では1年間獲っていいということじゃないですよ。

○關会長

どなたかお答えできますか。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

阿部でございます。ただいま御質問いただいた内容ですが、委員から御指摘あったように、マダコにつきましては、4月から8月まで漁業調整規則によって採捕が禁止されておりますので、漁獲成績報告書には4月から8月まで項目としてはあるんですけど、水揚げは想定してございませんでした。

以上となります。

○鈴木会長代理

こういう書き方されると漁業者は困惑して、マダコ獲っていいのかとか、そういう勘違いがあると思うので、このところをもう少し分かりやすく書いてもらわないとダメだと思います。

○關会長

ただいま鈴木会長代理から御指摘ありました。

○水産業振興課 菊池技術主幹

はい。今の御指摘の4月から8月の部分ですね。確かにここが空欄になってますと、数値入れてもいいように見えてしまいますので、例えば禁止期間と入れるとか、あとは斜線を引くなど工夫したいと思います。

○鈴木会長代理

わかりましたをお願いします。今確かタコの件はまだ審議中なんですよ。1年中獲らせるかどうか。

○水産業振興課 菊池技術主幹

現在、調整規則の見直しにつきまして、検討しているというところでございます。

○鈴木会長代理

ではなおさら、ここの文言を変えて、漁業者に不安を与えないようなやり方をしないと、うまくないと思うんでそのところよろしくお願いします。

○水産業振興課 菊池技術主幹

ただいまの件、承知いたしました。

あとですね。13ページ御覧いただきたいと思います。1番の操業状況の今御指摘いただいた表ですけども、月が4月から3月ということで、操業時期を直す前の時期になっておりましたので、こちらの方も1月から12月というように、1月から始まって12月が一番下に来るような格好に改めて、委員会指示に反映させたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○關会長

そうすると、この委員会指示は一部訂正が入るという理解でよろしいですね。

それから成績報告書についても、マダコの部分は4月から8月までは網がけかなんかになって記載できないようにすると、そういう形の変更でございますね。

○水産業振興課 菊池技術主幹

はい、それで調製させていただきます。

○關会長

補足ありますか。阿部課長お願いします。

○水産業振興課 阿部課長

マダコの禁止期間の表記でございますが、黒塗りで記入しなくするか、例えば宮城県漁業調整規則による禁止期間とか、そういった工夫をしたいと思います。

○關会長

よろしくお願いします。それでは、一部修正した委員会指示ということで、皆様の御理解を得ないといけなくなりましたが、その他の御質問等なければ「かご漁業の制限に関する委員会指示(案)」については、審議の結果、原案の一部修正のうえ発動することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

どうもありがとうございます。よって一部修正と認め、原案を修正のうえ、委員会指示を発動することに決定いたします。事務局は公報登載手続きをお願いします。

次に審議事項(4)「仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する委員会指示

(案)について」を上程いたします。事務局から説明願います。阿部課長お願いします。

○水産業振興課 阿部課長

資料4をお願いいたします。この委員会指示は仙台湾のマコガレイ等の資源保護を図るため、平成17年から委員会指示を発動してございます。12月から4月末までの期間を仙台湾4か所のエリアにつきまして、保護区として設定してございます。保護区設定につきましては、引き続き委員会指示を発動されるよう宮城県漁業協同組合から要望書の提出がございました。これを受けまして、今回も引き続き委員会指示を発動するべく御審議をいただくものでございます。詳細は担当から御説明申し上げます。

○關会長

阿部さんお願いします。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

事務局の阿部でございます。審議事項(4)「仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する委員会指示(案)について」御説明させていただきます。

1ページ目の保護区設定に関する委員会指示の概要でございますが、1番の経緯といたしまして、平成17年からマコガレイなどの仙台湾の資源回復を図るため、保護区域の設定について、漁業者、遊漁船業者と県で協議をいたしまして、関係者から合意が得られたことから平成17年以降、保護区域内における水産動植物の採捕行為を制限する委員会指示を発動してございます。当初、保護区域は3か所でしたが、平成17年から保護区域が4か所に拡大され、現在に至っているような状況でございます。委員会指示を毎年発動いたしまして漁業者主体の資源管理の取組を実施していただいております。具体的には、保護区域でのポンデンの設置、リーフレットやパンフレットを作成いたしまして、関係者に周知しているような形となります。

また直近令和5年ですけれども、仙台湾でマコガレイの減少ですとか、スィムシの食害の拡大を受けまして、保護区域Cというところを、さらに南の方の海域に暫定的に移設してございます。そちらの移設ですけれども、2番の令和5年度の保護区Cの移設について、というところでございますが、経緯といたしまして仙台湾でマコガレイ資源の減少ですとか、保護区域の効果の検証というところで、漁業者の方から意見が出され、これに加えて仙台湾でスィムシによる漁獲物への食害というものが問題となっておりまして現行の資源管理の取組を維持しながら、スィムシの食害の影響を緩和するため、暫定的な措置として保護区Cを、令和5年12月から、県南の方に移設するような形にしてございます。(2)ですけれども、移設候補地Cの効果検証というところで、県の方で令和5年度から調査事業の予算を拡充いたしまして仙台湾の底質調査、ヨコエビ調査、マコガレイの産卵調査を実施してございます。

昨年度暫定的に設定されました候補地Cの検証結果を行った結果、まず底質といたしまして移設候補地Cの底質ですが、マコガレイの産卵に適した「粗砂」「極粗砂」でございまして、保護区Cよりも底質の粒直径が大きく産卵基質としては、より適切という判断となりました。続いてヨコエビにつきましては保護区Cと移設候補地Cにつきましては、出

現リスクは同程度というふうな結果に至りました。最後、卵の分布なんですけれども、保護区C、移設候補地ともにマコガレイの卵が確認されまして、結果的に矢印の方になるんですけれども、移設候補地Cは保護区Cと同等以上の効果があるということで、今年の5月の委員会でも報告させていただいているところです。

続きまして2ページを御覧ください。3、今年度委員会指示についてというところで、本指示につきまして宮城県漁業協同組合の方から保護区域の設定に係る要望書に基づき毎年発動してございまして、今年度も3ページにある要望書が提出されてございます。要望書では、仙台湾小型漁船漁業部会での協議の結果といたしまして、令和5年度に暫定的に移設した移設候補地Cについて保護区Cと同等以上の効果があるという検証結果を受けまして、引き続き令和5年度と同じ箇所に保護区Cを設置したいという要望が出されてございます。この要望を踏まえまして、令和6年度につきましても、仙台湾資源保護のため保護区設定に係る委員会指示を発動することとしたいと考えてございます。本日、指示内容について御審議いただきまして、原案どおり可決いただいた場合には、令和6年11月26日付で指示を発動するとともに、同日発行の県公報に掲載する予定で考えてございます。

4番の委員会指示内容でございしますが、制限期間につきましては令和6年12月1日から令和7年4月30日までの5か月間を予定してございます。制限内容といたしまして、保護区域におきまして、すべての水産動植物を採捕してはならないという形になります。ただし知事の許可を受けて採捕する場合ですとか、試験研究機関が採捕する場合は、この限りではないとしてございます。下の方に保護区域の図面を載せてございます。先ほど御説明いたしました移設先のCにつきましては、一番県南の方にあります海域の方に今年も移設するような形で指示を発動したいというふうに考えてございます。

続きまして3ページを御覧ください。こちらが海区委員の会長宛ての宮城県漁協からの要望書の写しとなっております。下の方にございしますが、1番の保護区域というところで、令和5年と同規模等区域という形で要望が出されているような形となります。それ以外の期間ですとか、内容については同じ記載となっております。

続きまして4ページを御覧ください。参考まで仙台湾におけるマコガレイ漁獲量の推移というところで平成9年からの水揚げの推移というものをグラフと表で掲載してございます。平成17年に保護区を導入してから若干漁獲量が増加した時があるんですけれども、震災で一旦落ち込みまして、その後、平成27年に350トンを超える水揚げがありました。近年は減少傾向にあるというような形となっております。引き続き保護区によって資源の保護を図って参りたいと考えてございます。

続きまして5ページを御覧ください。

5ページから6ページが委員会指示の内容の新旧対照表となっております。こちらでも、委員会指示の発動日、制限期間の年度更新のみ変更となっております。それ以外の記載内容の変更はございません。

続きまして7ページを御覧ください。7ページから8ページが先ほどの委員会指示を縦書きにしたものとなっております。現在、宮城県漁協の方で、遊漁船業に関わる方々に周知を図るというところでパンフレットを作成しておりまして、今後配布する予定となっております。私からの説明は以上となります。

○關会長

阿部さんどうもありがとうございました。  
事務局から説明終わりましたので質疑に入ります。何か御質問等ございますでしょうか。  
高橋さん、お願いします。

○高橋委員

資料の中で保護区と保護区域という表現がランダムに使われてるんですけども、全部保護区域の意味でよろしいんですね。

○關会長

表現の問題の質問ですが、阿部さんお願いします。

○阿部技術主任主査

2つの表記が混在しておりまして申し訳ございません。保護区域を表しているものになっておりますので、今後気をつけたいと思います。

○高橋委員

わかりました。

○關会長

全部保護区域だそうです。その他ございませんか。よろしいですか。  
なければ、「仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する委員会指示(案)」については、審議の結果、保護区域と修正のうえ指示を発動することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。  
事務局は公報登載手続きをお願いいたします。

----- 審議事項終了 -----

【協議事項】

次に協議事項に移ります。協議事項「宮城・岩手両県海区漁業調整委員交流会について」を上程いたします。事務局から説明お願いします。瀧上さんお願いします。

○事務局 瀧上主事

宮城海区事務局の瀧上です。私の方から資料5「宮城・岩手両県海区漁業調整委員交流会

について」の資料について御説明させていただきます。

まず1ページ目、第17回宮城・岩手両県海区漁業調整委員交流会の資料になります。こちら前回の協議事項でも御説明させていただきましたが、その後の内容と動きについて御説明させていただければと思います。この後、3時半から5時まで岩手県さんとの交流会を実施する形となっております。場所は、9階の第一会議室となっております。この会場となります。議題といたしましては、「相互入会をしている漁業のこれまでの調整経過について」を宮城県から一括説明、「漁業担い手確保に係る取組について」と「近年の海洋環境の変化とその対応について」を両県から説明となっております。その後は情報交換会場に移動いたしまして、5時半から7時まで仙台駅前の「伊達のいろり焼 蔵の庄総本店」で会費を6,000円といたしまして実施したいと思います。

3番目の本日の予定ですけれども、この後の出席委員の皆様動きについて順番に御説明したいと思います。まず、1時から3時までたどりま行っている海区漁業調整委員会が終わりましたら、交流会に出席する委員の方々は、12階にあります水産林政部の会議室で3時から3時半まで休憩していただくような形となっております。岩手県の海区委員の方5名につきましても、こちらで休憩していただく予定となっております。その後、事務局の方で、この第一会議室を交流会のレイアウトに切り替えまして、お時間が近くなりましたら部の会議室から、こちらの第一会議室に御案内させていただきます。交流会を開催させていただければと思います。

3時半から5時まで交流会を行いましたら、その後は県庁の1階に速やかに移動していただいて、情報交換会場へ移動するような形となっております。県庁から仙台駅前の情報交換会場に行く際の移動方法として、バスかタクシーになりますけれども、事務局はバスで行く予定にしておりましたので、もしバスで行かれる委員の方がいらっしゃったら、事務局と一緒に移動するような形となります。また、タクシーで移動希望の委員の方がいらっしゃいましたら、事務局でタクシーを手配させていただきます。移動するような格好となります。この際、親睦会の予算がなくなっておりますので、各自でお支払いという形となります。もしよろしければただ今出席する委員さんの移動方法についてバスかタクシーか教えていただければというところだったんですけれども。

#### ○關会長

4人タクシーで行きたいので、どなたか一緒に乗ってくださいませんか。

割り勘で乗りますので。あと、顔合わせて一緒できる方誘い込みますので、タクシー1台をお願いします。

#### ○事務局 瀧上主事

はい承知いたしました。ありがとうございます。4名、了解いたしました。

では、あと残りの4名の委員の方々はバスなのかタクシーなのかというところですが、一応この後部会議室の方にお伺いした際に、また改めてお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、5時半から7時まで「伊達のいろり焼 蔵の庄総本店」にて情報交換会を行いまして、仙台駅前ですので、各自解散という流れとなっております。

そして後ろの方の2ページ目以降には、この後3時半から行います交流会の資料をつけております。次第や出席委員の名簿、そして交流会の席次となっております。また、交流会の資料については宮城県の方から説明を行います。

最後に、海区委員会終わりましたら、情報交換会に出席する委員の皆様から会費の6,000円を集めさせていただきたいと思いますので、御協力の程よろしく願いいたします。説明の方以上で終わります。

○關会長

瀧上さんどうもありがとうございました。何か御質問ございますか。

なければ「宮城・岩手両県海区漁業調整委員交流会について」はこれまでとします。

----- 協議事項終了 -----

【その他】

○關会長

次にその他に移ります。何かございますか。

なければ事務局から事務連絡をお願いします。

○菊田委員

1つあります。

○關会長

菊田委員お願いします。

○菊田委員

浜の意見として聞いてもらいたいと思うんですけどね。わかめ養殖については、ここ2、3年はどうしても水温が高くなってるから挟み込みが遅れて収穫時期が短くなって生産が上がらないわけですよ。そこをなんとか宮城県の方でも考慮していただきたいというのが浜の漁業者の意見だと思います。よろしくをお願いします。

○菊田委員

結局、終わる時期が同じなので、種の挟み込みが遅れて生産が遅れるっていうことは生産が下がるってことなんです。もっと早く種はさみができるような方法、品種の改良とか、いろんなそういういろいろあると思うんで、それをやってほしいということです。

○關会長

菊田委員の御質問に何かお答えできる方。日下さん、お願いします。

○水産業基盤整備課 日下課長

水産業基盤整備課日下です。菊田委員のおっしゃることは、これまでもずっと申し入れ

られてきたことで、必要性は我々も十分認識をしているつもりでございます。今も気仙沼水産試験場の方で高水温耐性種のかめ、菊田委員のところにも皆さんに御協力いただいてやっております。この前も担当者と意見交換する機会がございまして、できるだけ早く成果なるものを浜に出せるように取り組んでいこうということで、確認をしたところでございますので、引き続き浜の皆さんには御協力いただきながら、その種の試験の活用と、種のさらなる改善に向けて、取り組んでいくつもりでございますので、御協力よろしくお願ひします。

○關会長

よろしいですか。なかなか時間かかるかもしれないですけどね。  
その他ございせんか。伊藤委員お願ひします。

○伊藤委員

9番の伊藤です。情報を提供したいなと思って、アカガイなんですけどね。先月半ば頃から死貝がかなり発生してまして、獲ってくるともう半分ほとんど腐った匂いがして、早く死んだ貝なんかもう貝殻だけになって中身が全然なくなってるんですよ。先ほど仙台水産漁港部の遊佐さんに写真預けておいたんですけど、それが閑上、亘理も同じような状況らしいんです。

それがどういう原因でなってるのか、貧酸素なのか、夏場の高水温なのか、それが我々漁業者にはわからないので調査の方、よろしくお願ひしたいと思うんですけども。

○關会長

調査研究機関の方かもしれませんが、今の伊藤委員の御指摘、発生時期、いつからだとか、その状況等についての情報を聴取されて、調査の方に役立てて原因究明に当たっていただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

○水産林政部 長谷川副部長

すいません。今私自身は今初めて伺いました。情報提供ということでいただきましたので、仙台の水産漁港部が管轄でございますから、さらに詳しいお話を聞かせていただきまして、あとは水産技術総合センターと調整しながら対応して参りたいというふうに思ひます。どうぞいろいろ情報をまたわからない部分が結構やっぱり現場ありますので、その辺一つよろしくお願ひいたします。

○關会長

こういう問題っていうのはあとの祭りで終わってからはさっぱりわかんないことが多いので、迅速に情報収集して、今も発生しているとすれば、今抑えないとダメだと思ひますので、その辺の対応を県の方としては的確に実施お願ひしたいと思ひます。

○水産林政部 長谷川副部長

はい、承知いたしました。よろしくお願ひいたします。

○關会長

他にございませんか。

それではなければ、事務局から連絡をお願いします。

○事務局 武山総括次長

それでは事務局から2点御連絡させていただきます。はじめに次回の海区漁業調整委員会の開催日時についてお知らせいたします。

今回は12月18日水曜日、午後2時から。場所はこちら県庁9階第一会議室で開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、先ほど御説明いたしましたけれども、この後開催されます岩手海区との交流会についてですけれども、会場を引き続きこの場所で、午後3時半から開始となります。会場のレイアウトを変更いたしますので、委員の皆様におかれましては事務局がこれから御案内いたしますので、控室となっております12階の水産林政部会議室の方に御移動の上、お待ちいただきますようお願いいたします。事務局からは以上です。

○關会長

本日予定しておりました議題は以上で全て終了しましたので、本日の委員会はこれで終了します。この後の岩手海区漁業委員会との交流会についても引き続きよろしくお願いいたします。

— 委員会終了 —

《議決（決定）事項》

審議事項

- (1) 知事許可漁業の制限措置（案）等について（固定式刺し網漁業、すくい網漁業、かじき等流し網漁業）
- (2) 仙台湾流し網漁業等の制限に関する委員会指示（案）について
- (3) かご漁業の制限に関する委員会指示（案）について
- (4) 仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する委員会指示（案）について

協議事項

宮城・福島両県海区漁業調整委員交流会について

その他

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会 長	關 哲夫
署名委員	高橋 一郎
署名委員	館田 あゆみ
書 記	瀧上 瑠子

